

告示

埼玉県告示第千百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）羽生市岩瀬複合商業施設計画

埼玉県羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五百八十五番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計二者

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計二者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ニトリ 代表取締役 白井俊之

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

（変更後）株式会社ニトリ 代表取締役 武田政則

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号 外 計三者

ハ 変更年月日

令和四年四月一日外

ニ 届出年月日

令和四年十月十三日

二 縦覧期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十月二十八日から令和五年二月二十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課